

## 確認申請等手数料の納付方法変更

～現金取扱い額削減&申請者に対するサービス維持～

### 改善前

申請時に手数料を現金で納付

窓口



受領した手数料はレジで管理  
翌日の朝、銀行へ入金

受領した手数料は、ダブルチェックにより不正を防止。  
ただし、多額の現金を取り扱うことから「もしも」ということも…



納付方法変更後の確認申請等手数料

1,464万円

このうち現金による収入額

72万円 (全体の4.9%)

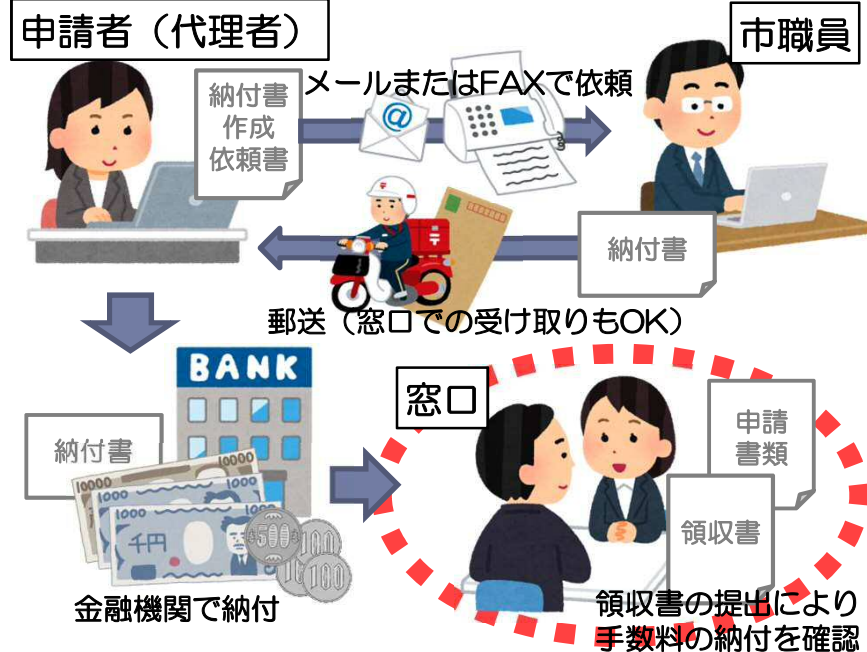
※平成29年8月1日から平成30年5月31日までの実績  
※引き続き現金で受領する証明手数料及びコピー代を除く

### 改善後

平成29年8月1日より納付書による  
手数料納付開始

ポイント

従来どおり、申請者（代理者）が  
窓口に来るのは書類提出時のみ  
となるように配慮。



申請者（代理者）

市職員

メールまたはFAXで依頼

納付書  
作成  
依頼書

納付書

郵送（窓口での受け取りもOK）

納付書

BANK

金融機関で納付

窓口

申請  
書類

領収書

領収書の提出により  
手数料の納付を確認